

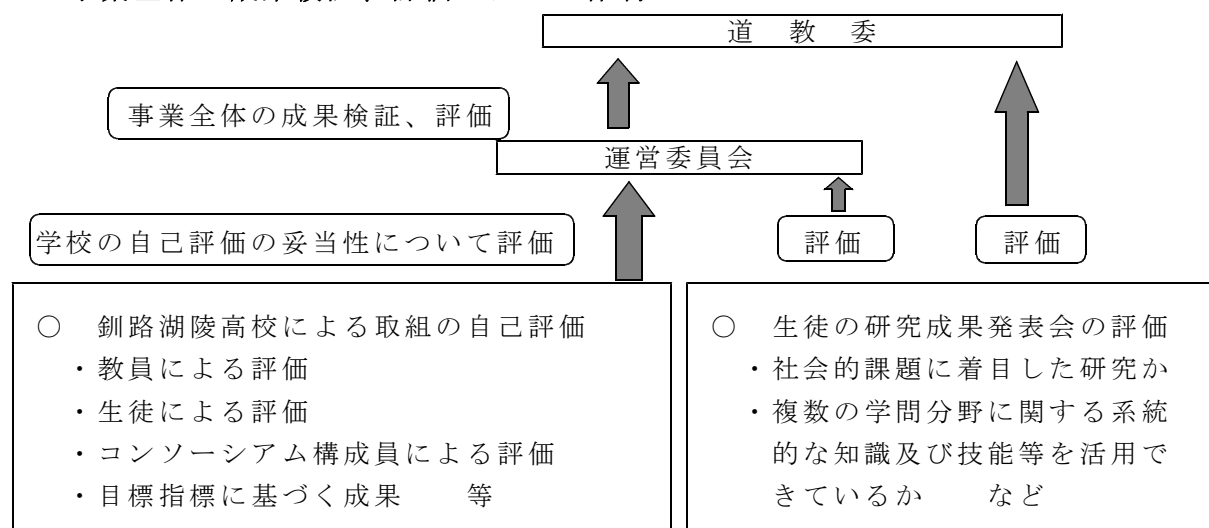
「新時代に対応した高等学校改革支援事業（普通科改革支援事業）」

普通科新学科通信

No.6 令和4年10月31日発行 発行 探究科設置準備委員会

今回は事業の実施体制（２）について掲載します。（２）は管理機関における事業全体の成果検証、評価のための体制、考え方についてお知らせします。

1 事業全体の成果検証、評価のための体制



2 事業全体の成果検証、評価の考え方

次の２つの方策により、事業全体の成果検証、評価を行う。

（１）学校の自己評価を基に、運営指導委員会及び北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が成果検証、評価を行う。

【成果検証、評価の方法】

ア 学校において、教員、生徒及びコンソーシアム構成員を対象としたアンケートによる評価等を基に本事業の取組について自己評価を行う。

イ 運営指導委員会において、学校の自己評価の妥当性について評価を行う。

ウ 道教委において、「北海道高等学校学力学習状況等調査」を実施し、目標指標に基づく成果の検証を行う。

- ・ 本調査は毎年度の１学年が対象。これに加え、本校独自に各学年で同調査を実施し、本校に入学した生徒の１学年から３学年までの変化を把握する。

エ ア、イ及びウを踏まえ、道教委において事業全体の成果検証、評価を行う。

（２）生徒の研究成果を基に、運営指導委員会及び道教委が成果検証、評価を行う。

【成果検証、評価の方法】

年１回開催する生徒の研究成果発表会について、教員、コンソーシアム構成員、地域住民、道教委が参加し、生徒の学びの深まりについて、次のような観点で評価する。評価結果については、高校のウェブページに掲載する。

- ・ 社会的課題に着目した研究か
- ・ 複数の学問分野に関する系統的な知識及び技能等を活用できているか など

